

## 「利殖商法」に関する消費生活相談概要

- M E C O N I S 情報から -

この記事は、東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口寄せられた相談情報をM E C O N I S（東京都消費生活相談情報オンラインシステム）を用いて分析したものである。

分析項目：「利殖商法」に関する相談

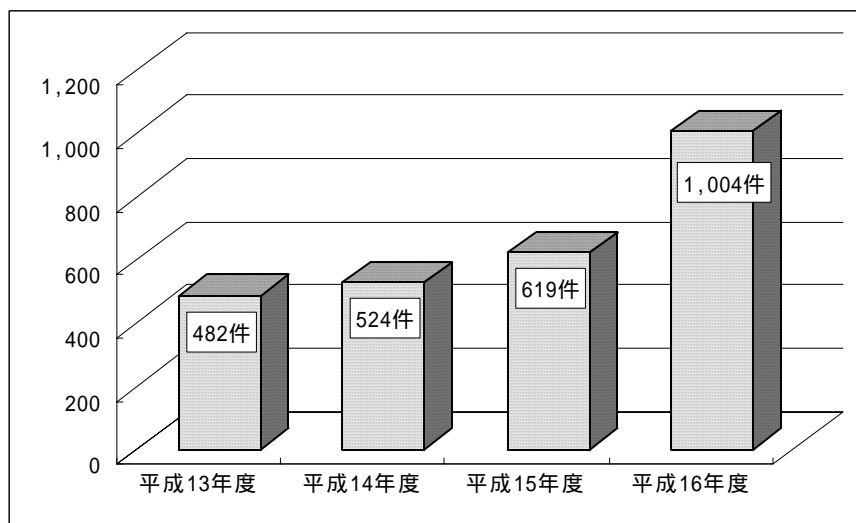
分析データ：東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口で受け付けた平成13年4月～17年3月（4年間）の相談データ

ただし、ここで取り上げた相談事例は、平成17年1月～17年8月受付の相談データから抽出したものである。

### 1. 相談件数

「利殖商法」とは、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法であるが、年々増加傾向が顕著であり、特に16年度においては、対前年度62.2%の急激な増加が見られる。これは「外国為替証拠金取引」に関する相談が急増したことが主な要因である。

【図 - 1】「利殖商法」相談件数



### 2. 商品・役務

「利殖商法」に関する相談について商品・役務別に上位10位まで示したのが「表 - 1」である。

【表 - 1】「利殖商法」商品・役務別相談件数

(単位：件)

順位	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
1	健康食品	58	為替相場	69	為替相場	142	為替相場	321
2	預託内職	51	他の預貯金・証券等	61	石油相場	57	新築分譲マンション	122
3	他の預貯金・証券等	41	石油相場	45	金相場	54	石油相場	100
4	新築分譲マンション	37	新築分譲マンション	38	新築分譲マンション	46	商品相場その他	68
5	石油相場	34	商品相場その他	33	商品相場その他	41	他の預貯金・証券等	54
6	他の内職・副業	25	金相場	30	他の預貯金・証券等	41	株	51
7	コーン相場	23	コーン相場	30	コーン相場	34	金相場	43
8	商品相場その他	22	株	27	株	32	コーン相場	35
9	株	19	預託内職	20	集合住宅その他	19	ガスオイル相場	21
10	金相場	18	他の内職・副業	13	預託内職	17	集合住宅その他	15

14年度以降は「為替相場」が最も多くなっており、このほとんどは「外国為替証拠金取引」に関する相談である。高齢者など、取引について知識の少ない消費者に対して「必ず儲かる、外貨預金のようなもの」などと虚偽の説明をして契約させているケースが多く見られる。他には、「投資用マンションの電話勧誘がしつこい」等の「新築分譲マンション」に関する相談や「証券会社ではない会社から未公開株の購入を勧められた」等の「未公開株」、商品相場等の相談が上位に挙がっている。

### 3. 相談内容

「利殖商法」に関する相談について、内容キーワード別に上位10位まで示したのが「表 - 2」である。

【表 - 2】「利殖商法」内容キーワード別相談件数上位10位

(単位：件 / 複数集計)

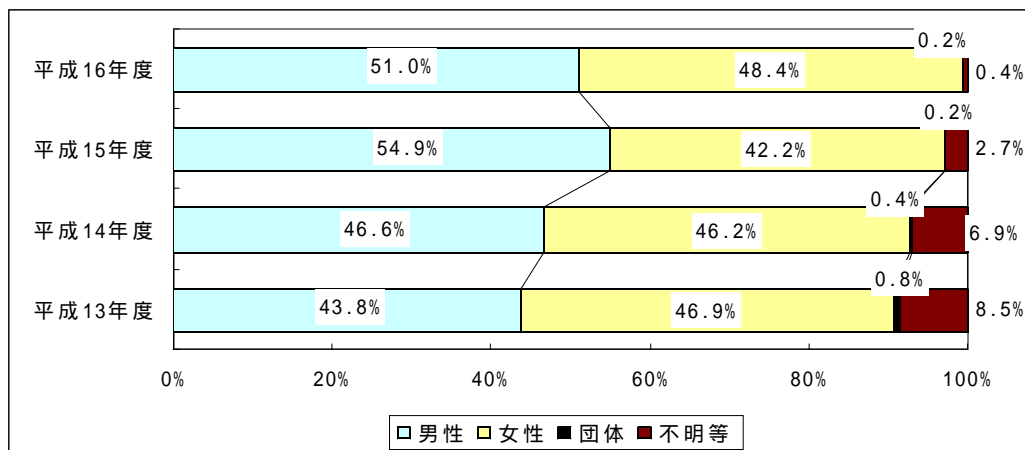
順位	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
1	解約	132	電話勧誘	174	電話勧誘	228	電話勧誘	466
2	電話勧誘	120	解約	157	解約	181	解約	388
3	返金	114	儲からない	146	強引	147	強引	267
4	儲からない	109	強引	99	儲からない	134	儲からない	249
5	約束不履行	94	返金	99	家庭訪販	103	家庭訪販	203
6	強引	66	家庭訪販	76	返金	100	返金	173
7	元本割れ	58	信用性	76	信用性	81	説明不足	137
8	信用性	56	約束不履行	64	元本割れ	78	虚偽説明	132
9	サイト・ビジネスマン	44	虚偽説明	60	虚偽説明	76	信用性	115
10	虚偽説明	40	元本割れ	55	国内公設先物	62	元本割れ	97

各年度とも「電話勧誘」、「解約」、「強引」、「儲からない」、「家庭訪販」等が上位に挙がっている。相談事例を見ると「電話勧誘がしつこい」、「長時間勧誘され断りきれずに契約」等、勧誘方法に問題が多いことがわかる。

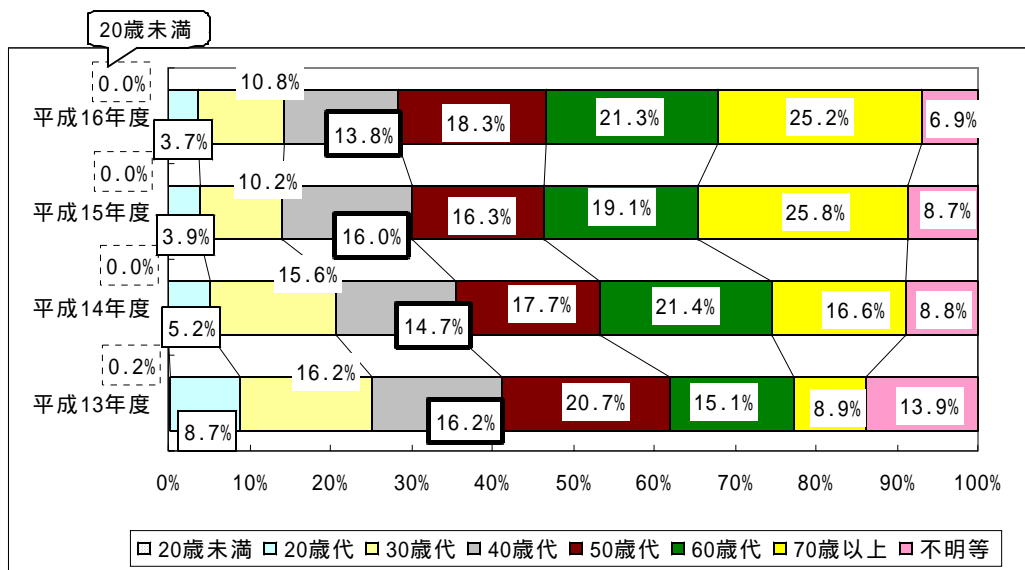
#### 4. 契約当事者の属性

「利殖商法」に関する相談の契約当事者の属性について、性別、年代別、職業別に示したのが「図 - 2」から「図 - 4」である。

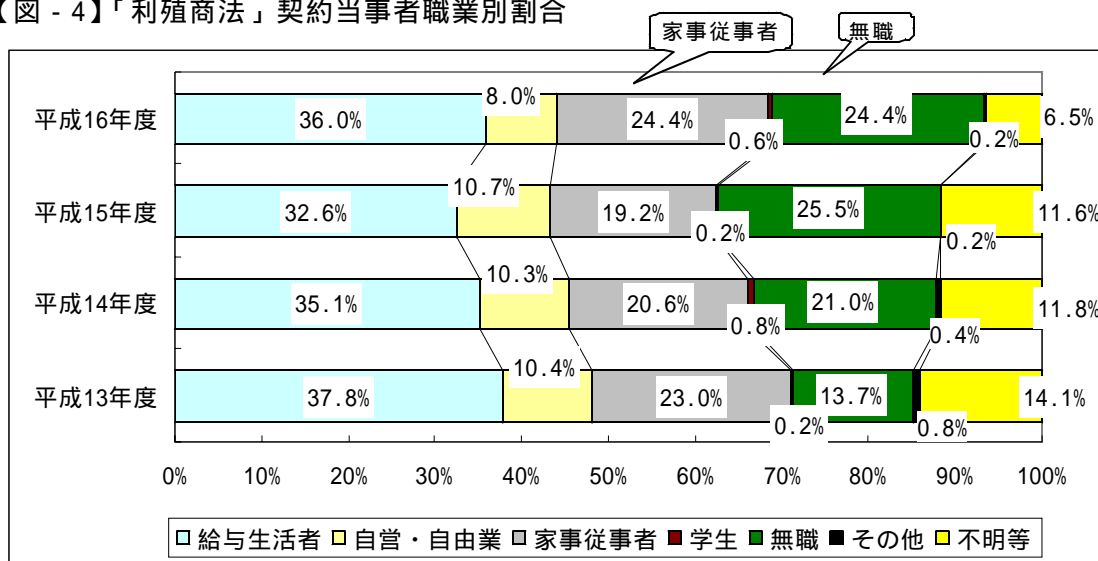
【図 - 2】「利殖商法」契約当事者性別割合



【図 - 3】「利殖商法」契約当事者年代別割合



【図 - 4】「利殖商法」契約当事者職業別割合

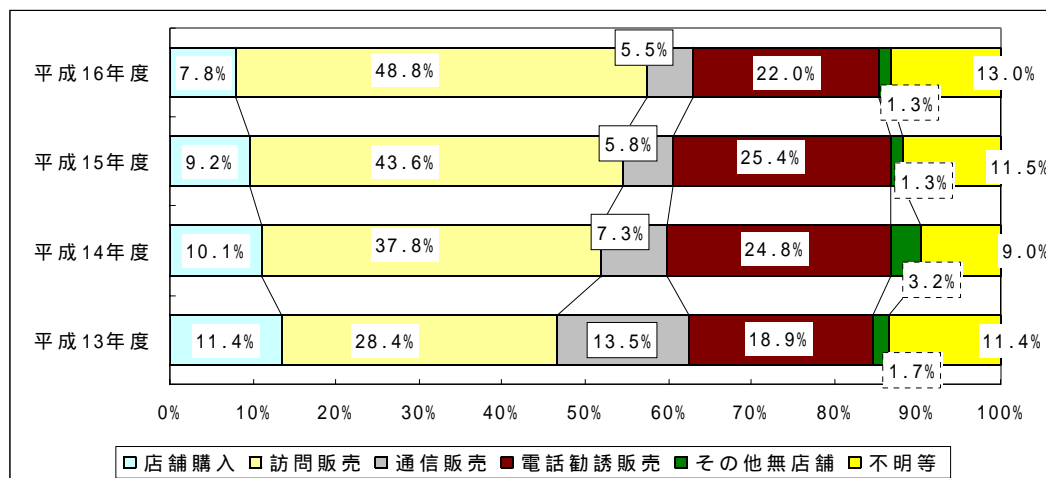


性別では、15年度においては「男性」が「女性」を10ポイント以上、上回っているが、その他の年度は、「男性」、「女性」ともにほぼ同じ割合である。年代別では、60歳以上の高齢者の割合が年々上昇している。職業別では、各年度とも「給与所得者」が3割以上と最も高い割合を占めているものの、「家事従事者」と「無職」をあわせた割合が年々上昇し、16年度においては約5割を占めるまでになっている。以上のことから、主婦や高齢者がターゲットにされている現状がうかがわれる。

### 5. 販売購入形態

「利殖商法」に関する相談について販売購入形態別の割合を示したものが「図 - 5」である。

【図 - 5】「利殖商法」販売購入形態別割合

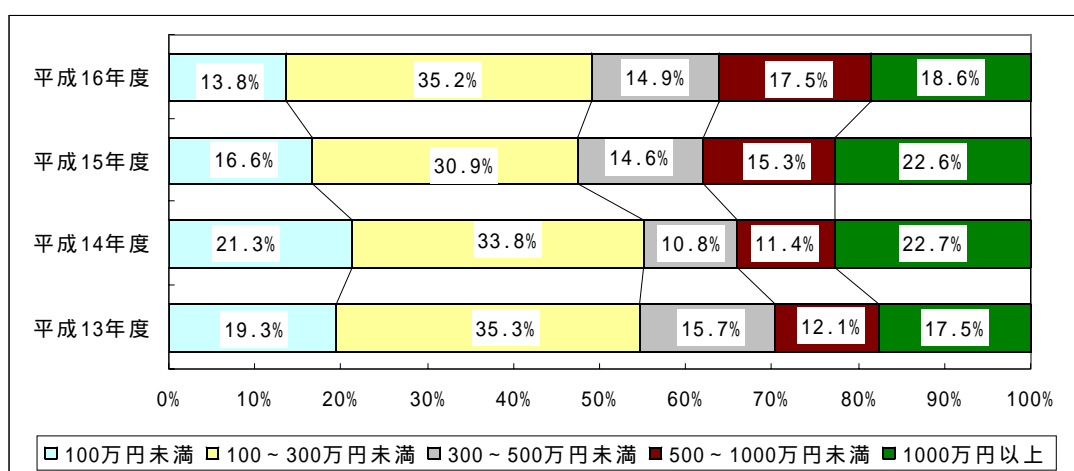


各年度とも「訪問販売」が最も高い割合を占めており、その割合も年々上昇している。16年度においては約5割が「訪問販売」である。次いで「電話勧誘販売」の割合が高くなっており、約2割を占めている。

## 6. 契約購入金額

「利殖商法」に関する相談について契約購入金額別の割合を示したのが「図 - 6」、平均契約購入金額を示したのが「表 - 3」、平均既支払金額を示したのが「表 - 4」である。

【図 - 6】「利殖商法」契約購入金額別割合



\* 不明等を除く

【表 - 3】「利殖商法」平均契約購入金額（単位：千円）

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
7,615	7,993	7,186	7,181

【表 - 4】「利殖商法」平均既支払金額（単位：千円）

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
6,473	6,160	6,133	5,138

契約購入金額別の割合では、各年度とも「100～300万円未満」が3割以上と最も高い割合を占めているが、14年度以降は各年度とも「1000万円以上」が2番目に高い割合を占めている。平均契約購入金額を見ても各年度とも700万円以上と非常に高額である。外国為替証拠金取引や投

資用マンションなど高額な取引の勧誘をされるケースが多く、外国為替証拠金取引などは、契約すると追加で出資を迫られたりして何度も出資してしまうことも多いことから既支払金額も500～600万円台と非常に高額である。

## 7. 年代別の特色

### (1) 年代別商品・役務

利殖商法に関する相談について契約当事者の年代別に商品・役務上位5位まで示したのが「表-5」である。

【表-5】「利殖商法」年代別商品・役務上位5位

順位	20歳代		30歳代		40歳代	
1	石油相場	9	新築分譲マンション	31	新築分譲マンション	55
2	為替相場	8	石油相場	16	為替相場	19
3	商品相場その他	5	為替相場	15	集合住宅その他	8
4	新築分譲マンション	3	金相場	5	石油相場	8
5	他の預貯金・証券等	1	コーン相場	5	ガスオイル相場	6
順位	50歳代		60歳代		70歳以上	
1	為替相場	59	為替相場	81	為替相場	126
2	商品相場その他	17	石油相場	24	株	19
3	新築分譲マンション	16	他の預貯金・証券等	15	石油相場	18
4	石油相場	16	商品相場その他	14	商品相場その他	15
5	金相場	12	金相場	12	他の預貯金・証券等	14

「30歳代」、「40歳代」の1位は、「新築分譲マンション」であり、投資用マンションに関する相談が多いことがこの年代の特色と言える。50歳以上の各年代では「為替相場」が1位となっており、このほとんどは外国為替証拠金取引に関する相談である。

### (2) 年代別契約購入金額

利殖商法に関する相談について契約当事者の年代別に平均契約購入金額と既支払金額を示したものが「表-6」、「表-7」である。

【表-6】「利殖商法」契約当事者年代別平均契約購入金額（平成16年度 / 単位：千円）

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
5,577	5,313	8,851	4,870	7,088	8,391

【表 - 7】「利殖商法」契約当事者年代別平均既支払金額（平成16年度 / 単位：千円）

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
2,680	2,586	5,016	4,376	5,590	5,942

平均契約購入金額が最も高いのは「40歳代」であるが、これは「新築分譲マンション」の相談が多いことから高額になっていると思われる。ただし、勧誘に関する苦情や問合せがほとんどで、実際に購入している例は55件中、4件と非常に少ない。そのため、平均既支払金額は500万円台とやや低下している。「70歳以上」も800万円以上と非常に高額な平均契約購入金額となっており、外国為替証拠金取引の高額な事例が多く見られる。こちらは253件中、220件が実際に契約しており、既支払金額は590万円台と各年代のうち最も高くなっている。次いで「60歳代」が550万円台と高くなっており、高齢者の被害が大きいことがわかる。

## 8. 相談事例

### (1) 外国為替証拠金取引

・訪問され、儲かる取引だと言われ契約した。その後何度も追加でお金を入れるように言われ、900万円近く預けた。夫に先立たれ、娘は遠方に暮らしていてひとり暮らしである。最近お金が必要になり解約の申入れをしたら、今儲けさせてやっている、追加の資金を入れるようにと言われた。再三、解約を頼んでも聞いてもらえない。どうしたらよいか。 （70歳代 / 女性）

### (2) 新築分譲マンション

・自宅に投資用マンションの勧誘電話が度々かかる。興味がないと断ってもしつこい。長時間話を聞かされ、ぜひ直接会って説明を聞いてほしいと言われるが、全くそのような契約をするつもりもない。どのように対処したらよいか。 （30歳代 / 男性）

### (3) 出資話

・地方に住む母が、3年後に出資額がおよそ2倍になって戻ると勧められて1000万円払ったと言う。健康食品を勧められた知人から誘われたらしい。3年後には手数料18%を払い、1820万円が受け取れると言う。契約書はなく、手元にあるのは振込み通知書だけである。変な話なので解約させたい。（60歳代 / 女性）

(4)未公開株

・職場に証券会社ではない会社から半年後に上場予定のA社の未公開株を買わないかと電話があった。興味があったので資料を送ってもらい、10株契約し、120万円支払った。しかしA社に問い合わせたら上場予定はないと言う。名義書換ができるか不安だし、全く話が違うので解約したい。  
(40歳代 / 男性)

(5)匿名組合出資

・新聞広告で見た匿名組合出資。匿名組合が所有する光ファイバー網を通信事業者に賃貸し、その貸付事業による利益が組合員に毎月分配されるようだ。10%の高利回りを謳っているが、本当に配当されるのか。信用性を知りたい。  
(60歳代 / 男性)

(6)石油相場

2年ほど前から自宅に頻繁に先物取引勧誘の電話がかかってくるようになった。絶対に損はさせないと言うので、説明がよくわからないまま石油相場の契約をした。契約の1週間後から解約を申し出ているのに応じられず、追加の出資も請求され応じてしまった。何度も手仕舞いしたいと言っているのに拒否されている。どうしたらよいか。  
(70歳代 / 男性)

(7)コーヒー相場

電話で利殖になると言われ、断ったのに訪問してきた販売員に強引に勧められ、コーヒーの先物取引の契約をした。絶対に損はさせないと言ったのに600万円の投資が3か月で6万円になってしまった。納得できない。  
(60歳代 / 男性)

(8)石油相場

セールスマンに安全な商品と勧められ300万円預けたが、相場で失敗したと言って22万円ほどが返金された。返金時に契約書面等の関係書類を全て担当者に取り上げられてしまい、もう処分したと言われた。どうして2、3か月で元本がほとんどなくなってしまったのか理解できない。どうしたらよいか。  
(80歳代 / 女性)



## 9. 「利殖商法」に関する相談の問題点

センターに寄せられる「利殖商法」に関する相談は、「必ず儲かる」、「利率がいい」等のセールストークで、投資経験や取引に関する知識がない消費者を強引に勧誘し、トラブルにつながっているケースが目立つ。取引の実体のない詐欺的な手口も見られ、高齢者が被害にあうケースも多い。

平成17年7月1日から施行された改正金融先物取引法や、商品取引所法、証券取引法、金融商品販売法等、商品により様々な法規制がされているにも関わらず、悪質な事業者は後を絶たない。

平成17年7月7日に公表された金融審議会金融分科会第一部会の「中間整理」では、投資サービスにおける投資家保護のあり方等について審議がされている。今後、幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備し、利用者保護を拡充するとともに、多様化するニーズに応じた金融商品・サービスの提供を可能とする投資サービス法（仮称）の制定が検討されている。

このような法規制によりトラブルがなくなることが期待されるが、既に法規制されている取引においても法令違反と思われるケースが多いことから、事業者は遵法意識を持って適正な営業活動を行ってほしい。

消費者は、自らの投資経験や金融知識等を客観的に判断し、必ず儲かる等の「うまい話」はないことを肝に銘じ、リスクも含めた商品の特性について十分に理解してから契約すべきである。高齢者のトラブルが多いことから、周囲の人は日頃から高齢者の様子に気を配ってほしい。契約をしてしまった場合でも、勧誘方法や説明に問題のある場合、手仕舞いを拒否された場合等、事業者と交渉することも可能である。被害が大きくなる前に早めに消費生活センター等に相談してほしい。